

## 事前評価調書

I 事業概要						
事業名	治山事業（小規模治山事業（治山施設機能向上））					
地区名	豊田市小原北町大畑					
事業箇所	豊田市小原北町大畑					
事業のあらまし	既設治山施設の機能向上を図ることにより、山地災害を防止する。					
事業目標	【達成（主要）目標】 法枠工 440 m <sup>2</sup> を既設治山施設の上部法面に設置し、荒廃山腹斜面の保全を図る。					
事業費	事業費		内訳			
	9 百万円	■工事費 9 百万円、□用補費 百万円、□その他 百万円				
事業期間	採択予定年度	平成 2 7 年度	着工予定年度	平成 2 8 年度	完成予定年度	平成 2 8 年度
事業内容	法枠工 440 m <sup>2</sup> を設置する。					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	当該地域では、既設土留工により山腹荒廃地の復旧がなされたが、上部法面の荒廃が進み山地災害の発生が懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いいため、治山事業の実施が必要である。				
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。			
②事業の実効性	1) 事業計画	平成 2 8 年度に工事を 9 百万円で行う計画となっている。 事業期間は平成 2 8 年度で、総事業費は 9 百万円の予定である。				
	2) 地元の合意形成	合意済み				
	判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。			
III 対応方針						
妥当である	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべて A 判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。					
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容						
■対象（事業完了後 5 年目） □対象外 【事業完了後 5 年を越えて実施する理由・対象外の理由】  【主な評価内容】 治山施設の整備状況						